

社会福祉法人和江会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業制度や子の看護休暇、職員の妻が出産する場合の休暇、小学校就学前の子を持つ職員が利用できる短時間勤務制度及び給付制度等の内容周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年4月～ 毎月の施設運営会議において周知推進するとともに、所内掲示板、パンフレットなどで職員への周知
- 随 時 代替要員の確保・配置、職員からの問合せ・相談への対応

目標2：令和7年4月までに、子の看護休暇における子の対象年齢を拡大する。

<対策>

- 令和6年9月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年3月～ 関係規程改正、職員への周知

目標3：有期契約職員を含む年次有給休暇取得義務5日を上回る6日以上の取得を目指すとともに、誕生日休暇を組み合わせた連続休暇の取得を推進する。

<対策>

- 令和6年4月～ 前年度の年次有給休暇、誕生日休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年6月～ 毎月の施設運営会議において周知して取得推進を図る。
連続した休暇となるよう勤務割表の工夫を行って心身のリフレッシュを図る。